

第十九回国 参議院 外務委員会 會議 録 第七号

昭和二十九年三月十一日(木曜日)午前
十時五十八分開会

委員の異動

三月八日委員伊能繁次郎君辞任につ
き、その補欠として西郷吉之助君を議
長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 佐藤 尚武君
理事 團 伊能君
佐多 忠隆君

委員

古池 信三君
西郷吉之助君
梶原 茂嘉君
高良 とみ君
羽生 三七君
鶴見 祐輔君

政府委員

外務政務次官 小瀧 彬君
外務省条約局長 下田 武三君
事務副 常任委員 神田襄太郎君
会専門員

本日の會議に付した事件

○日本國とアメリカ合衆國との間の國
際郵便為替の交換に関する約定の締
結について承認を求めめるの件(内閣
送付)

○外務省設置法等の一部を改正する法
律案(内閣送付)

○委員長(佐藤尚武君) 只今より外務
委員会を開きます。

先ず日本國とアメリカ合衆國との間

の国際郵便為替の交換に関する約定の
締結について承認を求めめるの件を議題
といたします。政府の提案理由の説明
を求めます。

○政府委員(小瀧彬君) 只今議題とな
りました日本國とアメリカ合衆國との
間の国際郵便為替の交換に関する約定
の締結について承認を求めめるの件につ
きまして、提案理由を御説明いたしま
す。

日本國とアメリカ合衆國との間の郵
便為替の交換業務に關しましては、戰
前は、明治十八年の約定及びその追加
條款によつて規制されて参りました
が、戦後、アメリカ合衆國政府は、
サンフランシスコ平和條約第七條の規
定に基いて、この約定及び追加條款の
復活を通告して参りましたので、現在
もこの戰前の約定が兩國間に適用され
ております。併しながら、この戰前の
約定の中には、今日の事態に適合しな
い規定が多く含まれておりますので、
政府といたしましては、新約定締結の
希望を米國側に申し入れますと共に、
ワシントンに専門官を派遣いたしました
て先方と予備交渉を行はせましたこと
ころ、その内容については、両者の意
見の一致をみましたので、その結果に
基き案が作成されました。この約定
は、昨年十月二十九日に東京で、及び
同年十二月十日にワシントンでそれぞ
れ署名が行われました。

この約定は、兩國間の郵便為替の交
換業務の改善を目的とするものであり
まして、その内容は、為替金額及び振

出料金に関する事項、為替の振出及び
払渡手続に関する事項、為替総額の精
算手続に関する事項等を規定いたして
おります。

よつて慎重御審議の上成るべく速か
に御承認あらんことを希望いたします次第
であります。

○委員長(佐藤尚武君) 本件に関する
質疑は次回に譲ります。ちよつと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤尚武君) 速記を始めて
下さい。次に國際連合總會の定めた条
件を受諾して國際司法裁判所規程の当
事國となることについて承認を求め
るの件を議題といたします。

質疑のあるかたは御発言をお願いい
たします。別に御質疑がございましたら
か。別に御質疑がなければ本日はこの
程度にしておきまして、次回に又御質
疑をお願いすることにいたします。

○委員長(佐藤尚武君) つきまして
は、次に外務省設置法等の一部を改正
する法律案を議題といたします。質疑
のあるかたは御発言をお願いいたしま
す。

○羽生三七君 この在外公館の教等を
ふやすようになる結果経費の問題にも
関連すると思ふのですが、それはあら
じめこの改正案が通過するといふこ
とで二十九年度の予算の中に含まれて
おるのじやないのですか。

○政府委員(小瀧彬君) 含まれており
ます。ただ建設に全然費用の要らない
ものは勿論出ておりますが、これが二

館ばかりであります。その他は予算に
組んでおります。

○梶原茂嘉君 名譽領事の制度につ
いての改正が提案されておるのであり
ますが、名譽領事の任用上の効用と
いいますか戦前名譽領事、名譽總領事
の制度が必ずしも十分その機能を果し
ておらないのじやないかという批判が
あつたように思ふのであります。殊に
その名譽領事の側においても、日本政
府としてはこういう制度をおきながら
必ずしも十分この機能を活用しておら
ない、どうかすると義理合目的にお
くに過ぎないような感じも持たれてお
つたように見受けられるのであります
けれども、名譽領事制度の効用といま
すかについてどういふふうにお考えに
なつておるか。その点を一つ伺いた
と思ひます。

○政府委員(小瀧彬君) 今おつしや
いましたような名譽領事が或いは所によ
つてはあつたかと思ひますが、これ
は日本のほうでは領事館を設けること
ができない、費用の関係などで設けな
いような所、又それほど重要性がない
というような場所におきまして、土地
の名譽家であるとか、日本に非常に古
くから關係を持つておるかたというよ
うな者を任命いたしましたして、通商航海
關係についていろいろ日本のために便
宜あつせんを取計らつてもらうとか、或
いは先方の中央官憲との連絡に當つて
もらうといふようなことをしてもらつ
ておつたわけでありまして、今度もい
ろいろの方面に領事館を出しましたけれ

ども不十分でありますし、現にブラ
ジルあたりでは移民の關係もあるか
ら、せめて名譽領事をおいてくれとい
うので推薦して来ておるものございま
す。御承知のように名譽領事には給料
もやりませんし、特に費用のかかつた
ときに実費を謝礼金のような意味で弁
償する程度でありまして、たいがい先
方が自前でいろいろやつてくれます開
係上、普通の外務公務員のような取扱
はできませんが、併しこれは結局人の
問題ではなからうかと存じます。今度
もいろいろの方面から言つて参つてお
ります。これはよく精選いたしましたし
てできるだけ名譽領事制度を活用い
たすように考えている次第でございます。

○梶原茂嘉君 名譽領事という名前の
ように名譽的存在であると思ひるので
すけれども、やはりそれをおいて活用
する上には相當の費用というものが要
るのじやないかと思はれるのです。單
に実費弁償という程度じやなくて、相
當の費用がこのために振向けるとい
うことが必要ではないのじやないかと
いふ感じがしますけれども、その点は如
何でしょうか。

○政府委員(小瀧彬君) 大いに活用す
るためには勿論費用も補つてやると
か、或いは事務所費用の一部を負担す
るといふことがより有効であらうとい
うことは誠に同感であります。ただこ
ういふ人は相當な実業家であり、又事
務所も自分の商売のほうと兼用してや
つておられるといふような關係があり

ますので、よほどやり方については考えなければならぬと存じます。ただ現在の過程におきましては何分子算のほうも限られておきますので、今年度として見積つておられるのは大体十人に對して謝礼金と申しますか、実費支弁というふうな意味を以て三百七十万円大体計上いたしておられます。今後余裕をできるだけ作りまして今おつしやるようにそれに合うようなものを作りた

いと存じておる次第であります。

○鶴見輔輔君 お伺いいたしますが、今ここに出ておられるのは新しくエジプトの公使館を大使館に上げる、そのほか公使館が少しできてくるようです。それから総領事館、領事館ができておられますが、この機会にちよつと伺つておきたいのは、これだけではきつと足りないのじやないか。経費の都合もおありでしょうから一遍には請求できないから、順々に御請求になると思

所はまだ出していないところが相当ございまして、これを充実して行きたいというふうに考えております。

○鶴見輔輔君 今までの日本としてはヨーロッパ中心主義で大体公館をお置きのなつておつたのは無理ないと思

○政府委員(小淵彬君) これは勿論本年度として要求いたしましたものでありまして、又今後の情勢等をにらみ合せて更に検討も加えますが、先ほど申しました要求したもので、結局予算に盛ることができなかつた分といたしまして

○高良とみ君 アメリカには別に御計画はありませんか、これ以上。

ら次にパラグアイも兼摂の公使館駐在員をどのくらい置こうかというふうなことも考えましたが、これが削除されております。それから領事館でござい

○政府委員(小淵彬君) アメリカのほうは今くわしい計画は持つておりませ

○高良とみ君 アメリカには別に御計画はありませんか、これ以上。

○政府委員(小淵彬君) アメリカのほうは今くわしい計画は持つておりませ

ではふやそうという計画は持合せておりません。

○羽生三七君 今のお話があつたように、今後は増設されたいと思

○政府委員(小淵彬君) 率直に申しまして、今羽生さんのおつしやつたいろ

○政府委員(小淵彬君) 率直に申しまして、今羽生さんのおつしやつたいろ

○園伊能君 今度新設される大使館及び領事館の中に韓国がござい

○政府委員(小淵彬君) 韓国とは御承知のように平和条約がござ

○園伊能君 只今のお話よくわかりました

○園伊能君 只今のお話よくわかりました

○政府委員(小瀧彬君) 韓国側の態度

が先ほど申しましたように日本人の入国を非常に制限するといふのでありま

○高良とみ君

イラクについてどうお考えですか。

○政府委員(小瀧彬君)

イラクとは、イラクとはいろいろ外交再開の話しが進んでお

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

うちには公使の交換ができるようになる

○高良とみ君

率直に申し上げます、あつこの国では

○高良とみ君

こういふ外交未回復の

○政府委員(小瀧彬君)

例えはイラク

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

勿論戦前の貿易の決済に関するものでござい

○高良とみ君

な伺いますが、これ

○政府委員(小瀧彬君)

御承知のように

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○政府委員(小瀧彬君)

御承知のように

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

○高良とみ君

それは戦前の貿易の決

○政府委員(小瀧彬君)

オーストリア

問題があるのに、そこにその貿易の問題を扱うその程度の在外事務所というよりなものも、インドネシアなどはまだ了承しないわけと了承してよろしくございませうか。

○政府委員(小瀬彬君) インドネシアは在外事務所でなしに、それより一歩進んだと申しますか正式の総領事館を認めようとする。総領事館はそうした貿易或いは向うへ渡航した者のあつせんとかいろく保護の任務に當つている次第でございます。

○高良とみ君 大体よくわかりました。併し向うの滞在期間が短いかかそういうことにおいてはお願事務が円滑には行かない面も多いただろうと思うのですが、これはまあ非常にとつづな御質問をするようですけれども、吉田さんもこの閣議院における質問か何かに対してのお答で、中国が若し日本と和議を結ぶと言ふならば、それは別に拒否するものではないという御答があつたように思いました。そういう場合に會つて吉田さんは若し貿易の必要があるならば、上海あたりを領事或いは貿易を取扱わせる在外事務所を置いていいじやないかということを追言なすつたことがありましたように覚えておりますが、閣交を回復して行くのはなか／＼今の国際情勢で困難でありましたけれども、併し貿易はすでに自由党においても代表を中国にお出しになつて契約もなすつたのでありますから拒否しておられるわけではないし、又ペトル法も次第に緩和してある実情から言ひましても、何か貿易を世話する機関を中国本土に置くという可能性が考えられるかということですか。そういう場合にどこを通じてやるか、何か手がかりを作つてやられるか。勿論英國は北京に代理大使を置いておられますが、或いはインド、そういう場合にはどういふふうにご承知しておられるか、後日の念のために伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(小瀬彬君) 中国の大體のほうは、すでに引揚問題でもおわかり下さいますように、日本政府を相手にしないという態度をとつて居るのであります。何か必要があれば民間関係、特殊の傾向の方面を通じて、これを取計うという態度をとつておられます。今の日本人の認める政府ではそこへ事務所を出すということが絶対相手にしてくれないということが現状だろつと思ひます。従つて中露大陸に事務所を設けるというふうなことは、もつとその前提になるいろ／＼の問題が解決されない限りは不可能でございますから、具体的な問題としてお考へておらない次第でございます。

○高良とみ君 お考へになつておられる点は承りました。事実の材料においては多少推測にかたよつたところがあると思ひますが、そういうことも將來なれば、日本としてはあれだけ自由党から共產党に至るまでの代表をお出しになつて貿易を結んで来たところから言ひましても、又現に貿易の品物も出つたつたので、やはり可能性については中国がどう日本について考へているかということも正しく把握するために、一層の御尽力を外務省に希望する次第であります。

○羽生三七君 只今の高良委員の質問に關連してあります。いささかこれも筋違になる危険性がありますが小瀬さんにお伺ひしたいことは、例えばソ連なり中国との閣交回復の問題で、ソ連ではマレンコフが日本が閣交回復についてのイニシアチブをとるならばその用意があると言つて居る。それから中国はまあ向うが日本の政府は相手にしないと、民間団体を通じていろいろやつて居るからお話でありましたが、これも私はこの前外務大臣に申上げたことがありますが日本が政府がやらないから民間団体を通じてやるということの結果としてはなる。その結果は、相互の気持がこじれて来ると、そういう結果になつて居ると思つて居る。そこでお尋ねしたいことは、筋から言へば確かにサンフランシスコ講和条約をソ連、中国が認めなかつたし、特に中国は招待も受けなかつたので、これはまあそういう講和条約を認めない閣交できないという吉田総理の言ふことも、或る一部の考へは成り立つと思つて居る。併しこれは卑屈になる意味ではないが、理の筋から言つてこちらは敗戦前なんです。ですから若し閣交回復を求めらば、何らか打診するなりその糸口を求めたり、日本みずからがやはりイニシアチブをとつて行かなければならぬといふのが私は筋だと思つて居る。それを執拗に繰返して行く、そして糸口の発見に努力して行くというのが筋だと思つて居る。向うから何か言つて来るまで全然日本は考へなくてもいいという態度でいいかどうか、まあこれは外務大臣に言うべきことではないが、小瀬次官から一つ御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(小瀬彬君) 日本側がイニシアチブをとると申しましても、大體向うの意向がいづこにあるかはわかつておりますから、その希望をみたす態度に出なければ話にならないだらうと思ひます。中共におきましても、ソ連におきましても、日本が安保条約を以て米軍の軍隊を駐留させて、米軍の隷屬國のような態度であるのだつたら、到底友好關係を結ぶことはできないという趣旨のことを中共の外務省責任者も述べて居るし、又ソ連でも従事するした対米關係といふものについての日本の再考慮といふものを促して居るわけでありませう。即ち、これを換言しますならば、今の平和条約の日本の根本的な線から離れるということが前提とならなければ、閣交の回復というよなもの、幾らおせじを使つても又そういうよう第三國を通じて何らかの申入れをいたしまして、それは却つて向うのほうから違つた意味にとられるといふことにもなりませうので、私は現在の段階においては日本からそうした申入をするとかイニシアチブをとるといふことは事実上不可能な状態にあるといふように考へて居るのでございます。

○羽生三七君 それはまあ公式には確かに小瀬次官の言われた通り、そういう意思表示を先方はして居ると思つて居るが、併しいろ／＼仄聞するところの現状のままにおいてもなお且つ事態を回復する余地はないことではないといふことも伝えられて居るのです。だから正面切つて閣交を回復することがどうかどうかといふよりなそつち改まつた形でなしにも、今高良委員からお話があつたような小さいところから糸口を求めて漸次その方向へ進めて行くということが私はいと思つて居るのです。現

に今、日本政府が監視しているソ連も戦前だつて共產黨の政府だつたのですよ。何も急に大東亞戦争後共產黨になつたわけではないのです。前からもちやんと閣交があつたのだし貿易もあつたのだし人事の交流もあつたわけです。だからそういう意味でも何れも格別新しいことではないので、現状のままでもなお且つそこに話合によつては余地がないことではないといふことが非公式にも伝えられて居るのですから、これは御回答は要りませぬ、希望でありますから。そういう糸口を例へば貿易の問題等を通じて小さいところから作つて行く、こういうことを希望して居ります。

○榎原茂君 国内の各省の行政機構は戦争中更に終戦後占領時代を通じて非常に拡充された。現在においてはこれを如何に簡素化するか、如何に縮小するかといふことが問題になつて居るのであります。それに比べると、外交關係の陣営といふものは非常に弱體の感じがするのですが、どうしてこれは他の行政府と違つて増強して行く必要があるであらうと私は思ふ。それに関連して伺ひたいのは、先ほども政務次官の言われましたように、経済外交に重点がおかれてその關係で民間の練達の士を活用するといふことが言われ、又実行されて居るようでありませぬ。私は非常にこのことは結構なことだと思つて居る。ところが結果においては必ずしも期待されたほどではないといふ空気がますます聞かされるのであります。これについてはどういふふうな外務当局は見えておられるかといふこと、民間の練達の士を活用する場合には必ずしも期待したほどの効果が上

らないというの、やはり本来の専門的と申しますか、その面での行政技術にあらかじめ熟さないと、これがその理由の一つではないかと思ふ。これは国内においてもやはり同じようなことがあつたであらうと思ふ。将来を考へると本来の外交官の養成、育成も非常に必要でありまして、同時に民間のそういう人々を活用する上において、何らか一つの養成というところは甚だ言葉は当りませぬけれども、外交面の仕事にあらかじめ熟させるような仕組、こういうことが私は必要じやないかと思ふのであります。そういう点についてのお考えを一つ承わりたいと思ふ。

○政府委員(小瀧彬君) 仰せになりました通りほかの省では随分ふえましたのに、外務省は中国とかノ連関係が滅つたといふような関係もありませんけれども非常な大削減であります。而も率直に申しまして総理が外務省に元おられたといふような関係で、行政整理でもありますと先ず外務省が範を示せて今まで削減をしておりますので、今後必要最小限度はどうしても考へてもらわなければならぬと存じます。それにつきましても数は少くともできるだけ優秀な人を使わなければならぬ、質で行かなければならぬといふ気もありません。特に経済外交については民間の有能な人を使うといふことは今後ともやらなければならぬことであると思ふ。現にシンガポールの総領事もポーンベいの総領事も民間人であるし大使の中にも相当民間人のかたがいらつしやる。ところがお説のように必ずしもうまく行つていないといふよ

うなことを外からは言われますが、私どもは皆来て頂いたかたは一生懸命にやつて頂いて相当成績を挙げておられると思ひますけれども、そういう批評もございませぬ。が併し外交のことであるから一年や二年で成果を期待するといふかたがゆつくりおられまして、総領事も又ほかの仕事もされるといふようになれば、今梶原さんがおつしやつた研修とかと申しますようないろ／＼な経験も積み得るので、落ち着いてやつて頂かなければならぬと思ひます。これに対する特別な養成と申しまして、一応皆立派なかたでありますので、養成とか訓練といふような組織はございませぬけれども、そういう意味でゆつくり落ち着いて仕事をしてもらうこと、もう一つは又世間の一部で言われますように、外務省の省員、公務員といたしまして、そういう特殊の訓練を経ないで来られたかたに對しましては十分協力して本当に一体になつて働くといふ心がけがなければならぬ。結局は人の問題であります。がこうした面についてはいろいろ御批判もございませぬので、外務省として最善を尽くしたいと考へております。

○梶原茂憲君 いま一点伺ひたいのは、エジプトの公使館が大使館に今度の案では昇格することになるのではありませんが、現在のエジプトの政情なりエジプトの持つてゐる意味合からしてこれを大使館に昇格せしめる意図といひますか考へ方、それを一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小瀧彬君) エジプトは何といたしましてイスラム系のアラブ諸国においての最も大きな国であります

して、エジプトの動向といふものはイスラム諸国、アラブ民族諸国に影響するところが多い、いろ／＼な情報にいたしまして、そういう諸国に關する情報といふものはエジプトに集まつて来るといふのであります。これら諸国の中心であるエジプトといふものはこの国から見ても重要であります。この国から見ても重要であります。するから大使を交換してゐるというのが現状であります。又日本といたしましては、貿易の面からいたしまして、今度新しく貿易取極めを作りまして、従来は海運保証税のようなものを取つておりましたために需要があるにもかかわらず先ず日本品が少かつたが、野公使が先方で非常に努力いたしまして新らしい取極めもございまして双方の貿易額も相当なものに上るだらうと考へます。何といたしまして中近東においてはエジプトは最も重要なところである。国内政情は必ずしも安定いたしておりませんが、併し事ほどさういふあそこの国内の政情といふものは英米のみならず世界各國が注視してゐる。それがどうなるかといふことは非常にそれ／＼の國に影響がございませぬので、エジプトを重要視する点において日本のみならず各國と同様でございませぬ。こういう意味で先方も希望しております。殊に日本独自の立場からいたしましてそれと大使を交換するといふことになつたわけでございます。現在すでに二十カ國がエジプトと大使を交換してゐる現状でございますが、殊に外交の実務の面から申しますと非常に多数の國が大使を交換してゐるに、公使でありますといふ／＼なフアンクシオンにおきまして、大使の一番尻についてゐるといふことに

なりませぬので、長い間ここで苦勞をしまして相当有力なる外交団における顔役になりまして、公使であつては本當の活動ができませんといふような事情もございませぬので、先ほど申しましたように大使館に昇格するといふことを私どものほうで希望いたしてゐる次第でございませぬ。

○高良とみ君 経済外交ばかりでなくエネスコとか国際労働機関とかいふようなことで非常に範圍が広がつて来ておりますが、各省との間の外務公務員のかた／＼の交流がどの程度まで行われておりましたか。今まで通産省との交流のことは多少存じておりますけれども、特に労働省或いは文部省などとの交流が少し行われてゐるか、このことは文部省などもつと世界の國際的な文化交流の面を勉強してゐたいと思ふのであります。この点でどうでしょうか。まあそれは外務省のためばかりでなく、少くも人員も御増加になり、外交陣營が整うと共にほかの省の人をお入れになり又ほかの省へも出かけていつて、そうして國際的レベルに引上げてゆかれる御努力をこちらとしては希望するわけですが、どうでしょうか。

○政府委員(小瀧彬君) 誠に御尤もであります。外務省の在外定員は四百名ばかりでございます。が昨年まで三百七十名、このうちの約一割三十五名はほかの省から来た人でございませぬ。今年には特に又各省の希望もございませぬし、外務省でもこれは結構なことだと思ひまして、十名ばかりほかの省から入つて来られることになつております。ただ今非常に御力説になりました文部省に關しましては、そういう交流

で外務省に来ておるかたは目下のところございませぬが、併しこれまでの例を申しますならば、ベキスタンの一等書記官をしておられます深井君は、御承知と思ひますがこれは文部省におりました。通産省あたりへはまだ相当出向いたしてあります。今出ておられるは十八人通産省のほうへ行つております。その他は出入國管理局とか或いは内閣のほうとか保安庁のほうとかいろいろの方面へ外務省からも出ておりますし、又これらの省の希望もございませぬ。特に在外公館へはそういう人たちが相当見えております。一番大きいのは通産省、十七名ばかり外に出でおります。それから御指摘になりました労働省は、今のところはジエネヴァとロンドンと二人でございませぬ。これは労働省から在外定員の中に繰込んで出ておるものであります。農林省のほうは今年又ふやされる見込であります。現在五名農林省から来ておりますが更に本年三名くらいふやされるといふような状況でございませぬ。

○高良とみ君 建設省からは如何でございませぬか。

○政府委員(小瀧彬君) 運輸省からは見えておりますが、建設省からはございませぬ。

○委員長(佐藤尚武君) ほかに御質問もなければ、本日はこの程度でとどめておきたいと思ひます。それでは次回は定例日の月曜日に開くことにいたします。本日はこれで散會いたします。

午前十一時五十九分散會

三月九日本委員会に左の事件を付託された。

一、國際連合總會の定めた条件を受諾して國際司法裁判所規程の當事國となることについて承認を求めらるの件（予備審査のための付託は二月十七日）

三月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、日本國とアメリカ合衆國との間の國際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めらるの件

日本國とアメリカ合衆國との間の國際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めらるの件

日本國とアメリカ合衆國との間の國際郵便為替の交換に関する約定の締結について、日本國憲法第七十三条第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。